

## 災害時の救護活動についての協定書

芝山町を甲とし、山武郡市薬剤師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、芝山町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づき、救護活動を実施する必要がある場合は、必要に応じ乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師を現地の救護所等に派遣するものとする。

(薬剤師の業務)

第3条 薬剤師は、次の業務を行う。

- (1) 負傷者に対する応急手当に必要な医薬品及び衛生材料の提供
- (2) 負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供
- (3) 救護所等における調剤業務及び医薬品等の管理
- (4) 救護所等における医薬品等の需給状況に関する情報の把握及び提供

(応急手当に必要な指示)

第4条 乙の協力に関わる応急手当に必要な指示については、社団法人山武郡市医師会の指定する医師が行うものとする。

(衛生材料)

第5条 甲は、乙の協力に関わる医薬品及び衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に伴うもの
  - ア 薬剤師の派遣に要する経費
  - イ 薬剤師が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 防災訓練時における救護活動の前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定める覚書によるものとする。

(費用弁償等の請求、報告)

第8条 費用弁償等の請求、報告については、事後、速やかに次により一括して乙が行うものとする。

- (1) 乙は、費用弁償等を請求するときは、「費用弁償等請求書」(様式1)に救護班ごとの「救護活動報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。
- (2) 医薬品及び衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前第1号による様式に「医薬品・衛生材料使用報告書」(様式3)を添えて請求するものとする。
- (3) 救護活動の従事者が、そのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式4)により報告するものとする。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する費用弁償については、前第1号から第3号の定めを準用する。

(費用弁償等の支払)

第9条 甲は、前条により請求、報告された実費弁償請求等の内容を調査し、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何の意思表示がないときは、さらに1年間この協定は更新され、以後は、この例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成24年5月23日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地  
芝山町  
芝山町長 相川勝重

乙 千葉県東金市堀上360-2  
山武郡市薬剤師会  
会長 鈴木俊宏

## 覚書

芝山町（以下「甲」という。）と山武郡市薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、平成24年5月23日に締結した「災害時の救護活動についての協定書」第7条第2項に基づき、覚書を次のとおり定める。

### （救護活動従事者の費用弁償）

第1 救護活動の従事者に対する報酬の額は、1回の出動につき、次のとおりとする。

① 薬剤師 14,200円

2 医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、次表の1時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職 種	1時間単価
薬剤師	3,500円

3 前1及び2項における従事時間が午後5時から同10時まで及び午前5時から同9時までの場合は、前項に規定された1時間単価に100分の25を、また、午後10時から午前5時までの場合は、100分の50により算出した額を加算するものとする。

4 旅費の支給については、「職員の旅費に関する条例」（平成18年9月19日条例第17号）に準じて算出した額とする。

### （扶助費）

第2 医療救護活動に従事したものが、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する扶助費は、「千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例」（昭和44年10月1日千葉県市町村総合事務組合条例第14号）の規定に準じて補償を行うものとする。

3 上記災害についての補償は、甲が実施する防災訓練中に発生したものについても適応するものとする。

### （防災訓練参加経費）

第3 合同訓練参加者に対する報酬の額は、次のとおりとする。

① 薬剤師 11,400円

2 旅費及び扶助費については、第1及び第2の規定を準用する。

### （その他）

第4 この覚書の有効期間は、平成24年5月23日から当該年度末の3月31日までとし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何の意思表示がないときは、さらに1年間更新されたものとし、以後は、この例によるものとする。

平成24年5月23日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地  
芝山町  
芝山町長 相川勝重

乙 千葉県東金市堀上360-2  
山武郡市薬剤師会  
会長 鈴木俊宏